

手順書: 血糖コントロールに係る薬剤投与関連

28. インスリンの投与量の調整(7-2)

【特定行為の概要】

医師の指示の下、手順書(スライディングスケールは除く)により、身体所見(口渴、冷汗の程度、食事摂取量等)及び検査結果(血糖値等)等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、インスリンの投与量の調整を行う

【当該手順書に係る特定行為の対象となる患者】

インスリン製剤を既に使用中の1型または2型糖尿病患者で、自覚症状、他覚所見、かつ検査結果から低血糖または高血糖の状態にあると考えられる患者

※自律神経障害で無自覚性低血糖のある人は除く。

※極度に痩せている患者や体格の小さな高齢者も注意が必要である。



【看護師に診療の補助を行わせる患者の病状の範囲】

- バイタルサインが安定している
- 重度の高血糖によると思われる症状が存在しない（意識障害、不穏、強い倦怠感、口渴、多飲、多尿など）
- 重度の低血糖によると思われる症状が存在しない（意識障害、不穏など）
- 高血糖や低血糖が、感染症、悪性疾患など他の重大な疾患による二次的なものではない

病状の範囲外
不安定/緊急性あり

主治医へ直接連絡し、
指示を受ける

病状の範囲内
安定/緊急性なし



【診療の補助内容】

インスリンの投与量の調整

※インスリンの調整の範囲について予め担当医と話し合いをしていることが望ましい

1項目でも□あり

【特定行為を行うときに確認すべき事項】

- ・調整後の投与量を直ちに投与した場合
- 意識状態、バイタルサインの変化なし
- 注射部位の皮膚に異常なし
- 食事摂取量の低下（特に食前インスリンを增量した場合）
- ・次回からの投与量の調整を行い、その場で投与を行わなかった場合
- 低血糖発作と思われる症状が出現した場合の対処法の指導
- 生活を含めたアセスメントの実施や生活指導
- 次回の血糖値の評価時期の決定と診療記録への明記



【医療の安全を確保するために医師・歯科医師との連絡が必要となった場合の連絡体制】

主治医もしくは当該科の医師へ報告



【特定行為を行った後の医師・歯科医師に対する報告の方法】

1. 主治医もしくは当該科の医師へ報告
2. 診療記録への記載（今後の血糖値評価時期等を含め）